

ひたちなか市教育委員会会議録

令和3年 第7回 ひたちなか市教育委員会 5月定例会 会議録					
令和3年5月21日		開会 午後3時00分		閉会 午後3時30分	
○場 所	市役所第3分庁舎 防災会議室1				
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 西野 信弘	委 員 石川 拓也	委 員 朝日 淳子	委 員 岡本 修
○欠席委員					
○会議に出席 した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			湯浅 博人	出席
	参事（教育担当）			大内 保広	欠席
	総務課長			一木 宙	欠席
	参事兼指導課長			高橋 重樹	出席
	技正兼施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			根本 光恵	出席
	青少年課長			川上 篤	出席
	青少年課長補佐			薄井 英里	出席
	中央図書館長			大和田 千鶴子	出席
○事務局員	総務課主幹			二川 和久	出席
	総務課主事			山崎 佑太	出席
1 議案審議等	議案第27号	ひたちなか市立学校管理規則等の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第28号	ひたちなか市教育委員会共催及び後援等名義使用取扱要綱及びひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示制定について【公開】			
	議案第29号	ひたちなか市立学校処務規定及びひたちなか市立学校職員服務規程の一部を改正する訓練制定について【公開】			
	議案第30号	ひたちなか市教育支援委員会委員の委嘱について【非公開】			
	議案第31号	ひたちなか市社会教育委員の委嘱について【非公開】			

令和3年第7回ひたちなか市
教育委員会5月定例会会議録

開会 15:00

教 育 長 (あいさつ、開会の宣言)

議案第27号から議案第29号までの3つの議案について、改正の理由が同じなので、まとめて説明をしていただいた後に、個別に議決を行いたいと思います。

議案第27号 ひたちなか市立学校管理規則等の一部を改正する規則制定について

議案第28号 ひたちなか市教育委員会共催及び後援等名義取扱要綱及びひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示制定について

議案第29号 ひたちなか市立学校処務規程及びひたちなか市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定について

総務課係長 それでは、「議案第27号 ひたちなか市立学校管理規則等の一部を改正する規則制定について」、「議案第28号 ひたちなか市教育委員会共催及び後援等名義取扱要綱及びひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示制定について」、「議案第29号 ひたちなか市立学校処務規程及びひたちなか市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定について」まとめて説明いたします。お配りした資料「押印の見直しに伴う例規の改正について」をご覧くださいと思います。押印の見直しについて、国の流れを受けてひたちなか市においても、行政手続における押印の見直しを行いました。教育委員会におきましても見直しを行いまして、3月定例会にて、様式の中から押印の「㊟」という箇所などを改正するといった規則を制定させていただきました。その時は押印の改正以外の文言の改正などを伴う改正を行いまして、押印を削るだけといった例規につきましては、当分の間押印の規定に関わらず押印をしなくて良いといった意味の特例の規則、告示等を制定させていただきました。今般、その特例の例規が5月31日に有効期間が切れるという規定になっておりましたので、そちらの特例に係る例規について、まとめて改正を行おうとするものです。

資料の「2 対象例規」といたしまして、教育委員会規則、教育委員会告示・訓令と3つに分かれています。規則が10本、告示が2本、訓令が同じく2本となっています。具体的に説明しますと、議案第27号の27ページをご覧ください。ひたちなか市立学校管理規則新旧対照表となっております。こちら左が現在のもので、様式中に「印」とあります。例えば様式第1号は、授業日

を変更した場合に、その学校の校長先生が教育長へ変更をしても良いでしょうかという申請書で、「印」という所に印を押すこととなっているのですが、右を見ていただくと、押印はしなくて良いということになります。その他の様式でも、右側をご覧くださいと、「印」という箇所が削れている状態となっております。それだけの改正ではなく、新旧表31ページをご覧ください。ひたちなか市児童生徒等の就学等に関する規則で、小学校、中学校に入学される児童、生徒に対する手続等を定めている規則になります。左側をご覧くださいと、「保護者印」とあるのですが、右側を見ると、「（署名又は記名押印をしてください。）」というように改正をしております。署名というのは、ボールペン等で自筆で書くことです。記名押印というのは、ボールペンで記入してもいいのですが、どちらかというところとパソコン打ちをして、押印するものとなっております。そのどちらかで良いという意味となっております。もう1つのパターンとしましては、新旧表41ページをご覧ください。ひたちなか市奨学資金貸与条例施行規則で、大学に入学する場合や、在学されている方、高専の4年生、5年生などに在学する方へ奨学資金を貸与する手続について定めている規則になります。様式第1号は願書で、本人、連帯保証人の所に「印」とありますが、新しいものでは、「（署名）」となっております。こちらは、奨学生の出願に当たりまして本人の意思をしっかりと確認するという意味でも、署名又は記名押印ではなく署名のみということとしております。特に、奨学資金の貸与につきましても、言ってみればお金の貸し借りというようなものですので、高度な本人確認が必要ということで、次のページをご覧くださいと、「印」の箇所は全て署名に変更となっております。

教育委員会告示に関しては、議案第28号の方でまとめて2本を改正しております。同じく教育委員会訓令2本につきましても、議案第29号の方でまとめて2つを改正しております。

説明は以上です。ご審議の程よろしくお願い致します。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案第27号 ひたちなか市立学校管理規則等の一部を改正する規則制定について、
- 議案第28号 ひたちなか市教育委員会共催及び後援等名義取扱要綱及びひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示制定について、
- 議案第29号 ひたちなか市立学校処務規程及びひたちなか市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定についての3件は、全員一致で可決されました。

教 育 長 ここから2つの案件は人事の案件になりますので、地方教育行政の組織及び

運営に関する法律第14条第7項の規定によりまして、会議を非公開にしたいと思えます。非公開にするときは、討論を行わないでその可否を決定しなければならないとされていますので、この2つの案件を非公開とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員が挙手)

教 育 長 それでは、非公開といたします。

(議案第30号及び議案第31号について内容説明、審議)

*議案第30号 ひたちなか市教育支援委員会委員の委嘱について、議案第31号 ひたちなか市社会教育委員の委嘱についての2件は、全員一致で承認されました。

教 育 長 非公開を解きたいと思えます。続きまして指導課長より報告があるとのことなので、よろしく願いいたします。

指 導 課 長 前回の教育委員会で中学3年生の修学旅行について、今年度の6月初旬の実施は見合わせていくことで検討をしていること、また、4月26日の中学校長会で最終決定するとお伝えしておりました。最終的に、市内中学3年生の修学旅行は、お伝えしていたとおり京都・奈良方面の旅行は中止とし、学校では4月27日に生徒に伝え、保護者にも文書でお伝えしましたことをご報告いたします。

現在、9月以降で秋口に、各学校で代替案を模索、検討しているところがあります。何とか同じ2泊3日の日程を確保し、場所については検討段階ではありますが、伺うところによると、福島、宮城などの東北方面や、栃木、群馬などの北関東や長野などがあります。各学校で希望する日時、宿が確保できるのか等旅行会社と検討しているところがあります。以上です。

【質疑、意見等】

石 川 委 員 状況を見ると仕方ないのかなと思えますが、校長会の方も苦渋の決断だったと思えます。学校や校長先生方としては、本当は何とかして実施したいという気持ちだと思います。代替案が何とか子供たちの心に残るようなものになること、また、それも中止にならずに行えることを願っております。

野沢教育長には、昨年も最後の最後まで、何とか実施したいという思いがあり、それがすごく私にも伝わってきました。今年も同じ思いであると思えます。

その思いに対し、教育委員会の方でも全力でバックアップしていただけたらという思いであります。以上です。

指導課長　もう1点、指導課の方から報告をさせていただきます。前回の教育委員会で、指導課の事業説明をさせていただきました。その中で、教育研究所の研究推進員がまだ採用に至っておらず欠員のままであるとお話をしました。その中で、資料3番の研究推進員の特別支援教育に関する推進員が採用に至りましたことを報告させていただきます。今年度退職された方ですが、小学校勤務時には特別支援教育の免許状をお持ちになり、知的障害の学級担任、自閉症情緒学級の担任、言語学級の担任など特別支援指導について、発達障害など特性のある子どもに関わってまいりましたので、今回この研究推進特別支援教育の相談活動などに適切な助言が行えると考え、採用しました。もう1人枠があるのですが、そちらはまだ採用できておらず、2名中の1名が採用できたということで報告をさせていただきます。

【質疑、意見等】

特になし

教育長　（閉会の宣言）

閉会　15：30